

## 6. 2 法的発見の推論のシステム化

明治学院大学法学部教授

吉野 一

法的発見の推論は、仮説としての法規範文を定立する推論である。それは二つの側面からなる。第一は、法的知識の具体化の側面である。第二は、法的知識の体系化の側面である。

第一の側面に関連して述べる。法規知識の具体化は、法的解釈や類推によって行われる。実際の事件に法律を適用するに際しては、事件は無数多様で特殊であるのに対し法律は有限であり抽象的に記述されているので、法律と事件の間隔を埋めるため、法律の解釈が必要となる。事件にある法律を当てはめるために、法律要件の用語を通常の意味範囲より広げて解釈することを拡大解釈という。拡大解釈をしても、法律の要件を充たすと判断できない場合で、しかもその法律と同様な結論を得たい場合、私法の分野では、法律の類推適用が行われる。法律の解釈や類推適用は、法律実務においては、実際の諸問題をルールの適用によって解決するために必要不可欠なものである。知識ベースにおいても、ルールベースを問題解決に有効なものとするためには、ルールの解釈や類推適用は必要であると思われる。本研究では類推適用のシステム化の研究を行った。

第二の側面に関連して述べる。法律エキスパートシステムを構築するためには、法的知識を論理的に体系化しなければならない。存在する条文知識は断片的であり、それだけでは論理体系を構築することができない。条文知識は、多くの法的常識知識を前提にして書かれている。また、欠缺する法的知識を法律家が発見して補うことを前提にして書かれている。それゆえ、法律エキスパートシステムは、この論理体系構築のための法的発見の推論を実現しなければならない。本研究ではこの推論のシステム化についても考察した。

第一の法的発見の推論に関しては、本研究では、法的類推推論システムの小実験システムが作成された。すなわち、小実験システムがUnixワークステーション上にSicstusプロローグを用いて作成された。

第二の法的発見の推論に関しては、そのアブダクションとしての法的知識獲得・体系化の推論の構造が解明され、そのシステム化の方法が示された。

これらの研究成果については、下記の文献として発表している。紙数の関係上、本報告書での詳細な報告は省略することにする。次を参照されたい。

Hajime Yoshino, Makoto Haraguchi, Seiichiro Sakurai, Shigeru Kagayama ;  
Towards a Legal Analogical Reasoning System : Knowledge Representation  
and Reasoning Methods, in : Proc. ICAIL '93(The 4th International Conference  
on Artificial Intelligence and Law), 1993, pp.110-116

Seiichiro Sakurai, Hajime Yoshino: Identification of Implicit Legal Requirements with Legal Abstract Knowledge, in: Proc. ICAIL'93(The 4th International Conference on Artificial Intelligence and Law), 1993, pp.298-305

二つ  
識の

って  
法的で  
間の  
ため  
いう。  
法律  
法律  
によっ  
ペー  
まであ

うには、  
的であ  
法的  
を見し  
ラムは、  
本研究

の小事  
テーシ

識獲得

関係上、

ama ;  
ation  
Con-